

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
厚生年金関係	40 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日及び16年7月20日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成16年7月20日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は4万5,000円、同年12月12日は33万3,000円、16年7月20日は29万6,000円及び同年10月22日は4万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は4万5,000円、同年12月12日は33万3,000円及び16年7月20日は29万6,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は4万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年12月12日は8万円、16年7月20日は12万1,000円及び同年10月22日は4万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年12月12日は8万円及び16年7月20日は12万1,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は4万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は48万7,000円、16年7月20日は42万円及び同年10月22日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は48万7,000円及び16年7月20日は42万円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は31万5,000円、16年7月20日は26万円及び同年10月22日は7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は31万5,000円及び16年7月20日は26万円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は6万5,000円、同年12月12日は34万1,000円、16年7月20日は32万円及び同年10月22日は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は6万5,000円、同年12月12日は34万1,000円及び16年7月20日は32万円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は6万5,000円、同年12月12日は38万3,000円、16年7月20日は24万円及び同年10月22日は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は6万5,000円、同年12月12日は38万3,000円及び16年7月20日は24万円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は32万5,000円、16年7月20日は27万1,000円及び同年10月22日は7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は32万5,000円及び16年7月20日は27万1,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は27万7,000円、16年7月20日は26万4,000円及び同年10月22日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は27万7,000円及び16年7月20日は26万4,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は4万5,000円、同年12月12日は26万円、16年7月20日は24万5,000円及び同年10月22日は4万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は4万5,000円、同年12月12日は26万円及び16年7月20日は24万5,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は4万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は24万9,000円、16年7月20日は25万1,000円及び同年10月22日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は24万9,000円及び16年7月20日は25万1,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は6万5,000円、同年12月12日は24万9,000円、16年7月20日は26万1,000円及び同年10月22日は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は6万5,000円、同年12月12日は24万9,000円及び16年7月20日は26万1,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は33万9,000円、16年7月20日は31万8,000円及び同年10月22日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は33万9,000円及び16年7月20日は31万8,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は4万5,000円、同年12月12日は29万4,000円、16年7月20日は23万5,000円及び同年10月22日は4万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞

与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は4万5,000円、同年12月12日は29万4,000円及び16年7月20日は23万5,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は4万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は4万5,000円、同年12月12日は21万7,000円、16年7月20日は21万円及び同年10月22日は4万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は4万5,000円、同年12月12日は21万7,000円及び16年7月20日は21万円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は4万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は30万円、16年7月20日は25万1,000円及び同年10月22日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は30万円及び16年7月20日は25万1,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は6万5,000円、同年12月12日は32万8,000円、16年7月20日は25万8,000円及び同年10月22日は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は6万5,000円、同年12月12日は32万8,000円及び16年7月20日は25万8,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は29万4,000円、16年7月20日は27万5,000円及び同年10月22日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は29万4,000円及び16年7月20日は27万5,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は25万7,000円、16年7月20日は27万1,000円及び同年10月22日は7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は25万7,000円及び16年7月20日は27万1,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は31万5,000円、16年7月20日は28万9,000円及び同年10月22日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は31万5,000円及び16年7月20日は28万9,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は22万4,000円、16年7月20日は22万6,000円及び同年10月22日は4万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は22万4,000円及び16年7月20日は22万6,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は4万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は20万6,000円、16年7月20日は23万1,000円及び同年10月22日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は8万円、同年12月12日は20万6,000円及び16年7月20日は23万1,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は6万5,000円、同年12月12日は15万5,000円、16年7月20日は15万6,000円及び同年10月22日は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は6万5,000円、同年12月12日は15万5,000円及び16年7月20日は15万6,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は18万5,000円、16年7月20日は18万7,000円及び同年10月22日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は18万5,000円及び16年7月20日は18万7,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は17万円、16年7月20日は16万8,000円及び同年10月22日は7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は7万5,000円、同年12月12日は17万円及び16年7月20日は16万8,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月30日、同年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年10月30日は4万5,000円、同年12月12日は15万円、16年7月20日は15万8,000円及び同年10月22日は4万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月30日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年10月30日は4万5,000円、同年12月12日は15万円及び16年7月20日は15万8,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は4万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日、16年7月20日及び同年10月22日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年12月12日は3万円、16年7月20日は8万5,000円及び同年10月22日は7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年10月22日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年12月12日は3万円及び16年7月20日は8万5,000円とし、同賞与支払一覧表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年10月22日は7万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日及び16年7月20日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成16年7月20日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日及び16年7月20日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成16年7月20日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日及び16年7月20日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を14万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成16年7月20日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、14万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日及び16年7月20日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成16年7月20日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日及び16年7月20日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年12月12日は5万5,000円及び16年7月20日は7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成16年7月20日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年12月12日は5万5,000円及び16年7月20日は7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年7月20日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月20日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日及び16年7月20日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成15年12月12日は7万円及び16年7月20日は6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成16年7月20日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、平成15年12月12日は7万円及び16年7月20日は6万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日及び16年7月20日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成16年7月20日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月12日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であ

ることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年7月20日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月20日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月12日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月12日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払一覧表に記載された申立人に係る賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月30日から同年10月1日まで  
② 昭和51年2月27日から同年3月1日まで

両申立期間について、それぞれA社及びC社に月末まで勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①について、申立人が保管している給料支払明細書により、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、同明細書に記載された出勤日数欄の記載内容から判断すると、申立期間①について、同社に継続して勤務していたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和41年9月の給料支払明細書に記載された控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、B社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の資格喪失日が、同社が保管していた申立人の失業保険被保険者離職証明書（事業所控）の「離職年月日」欄に記載された日付けの翌日である昭和41年9月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入

の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 C社に係る申立期間②について、申立人が保管している給料明細書により、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められる。

しかし、当時の事業主に照会したところ、「申立人が提出した給料明細書は当社で使用していたものであるが、当時の関係書類は廃棄しており、申立人が昭和 51 年 2 月 29 日まで勤務していたか否かは不明である。」との回答を得ているほか、雇用保険の記録によると、申立人は昭和 51 年 2 月 26 日に同事業所を離職していることが確認でき、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

一方、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する。」とされている。また、厚生年金保険法第 81 条第 2 項によると「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、C社における厚生年金保険料控除は当月控除であったと認められるところ、被保険者の資格を喪失した月である昭和 51 年 2 月の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社(現在は、B社)により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

勤務していたA社は、会社の都合により昭和45年8月31日に適用事業所でなくなっていると思われるが、厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された昭和45年8月の給与明細書及び昭和46年度市民税道民税特別徴収税額の通知書から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和45年8月31日に適用事業所でなくなっているが、同社は法人事業所であり、当時の同僚等の供述から、常時5人以上の従業員が常勤していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料を既に廃棄していることから不明としているが、A

社は、申立期間において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 11 日から 41 年 7 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。

A社（現在は、B社）には昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 16 日まで継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚等に照会したところ、申立人が同社に勤務していたことは確認できるものの勤務期間は特定できない上、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 41 年 7 月 1 日取得、43 年 2 月 16 日離職となっており、申立期間における申立人の勤務実態は確認できない。

また、B社に照会したところ、「当時の関係資料が無く、申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除は不明である。」と回答している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立期間当時、A社で経理を担当していたとする者に照会したところ、「従業員の厚生年金保険の加入については、当時の社長が個別に判断していたと思う。」との回答を得ているほか、申立人が記憶している同僚を含め、同社で厚生年金保険の加入記録がある複数の者に照会したものの、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。